

これまでの社会保険未加入対策の取組状況

背景(建設業における課題)

社会保険未加入企業が多く存在し、

- いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている
- 適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)
 - ・ 建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
- ・ 実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
- ・ 目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)
 - ・ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・ 許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・ 立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・ 指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
 - ・ 二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・ 二次以下の下請未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・ 加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・ 元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・ 遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・ 各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・ 建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・ 小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

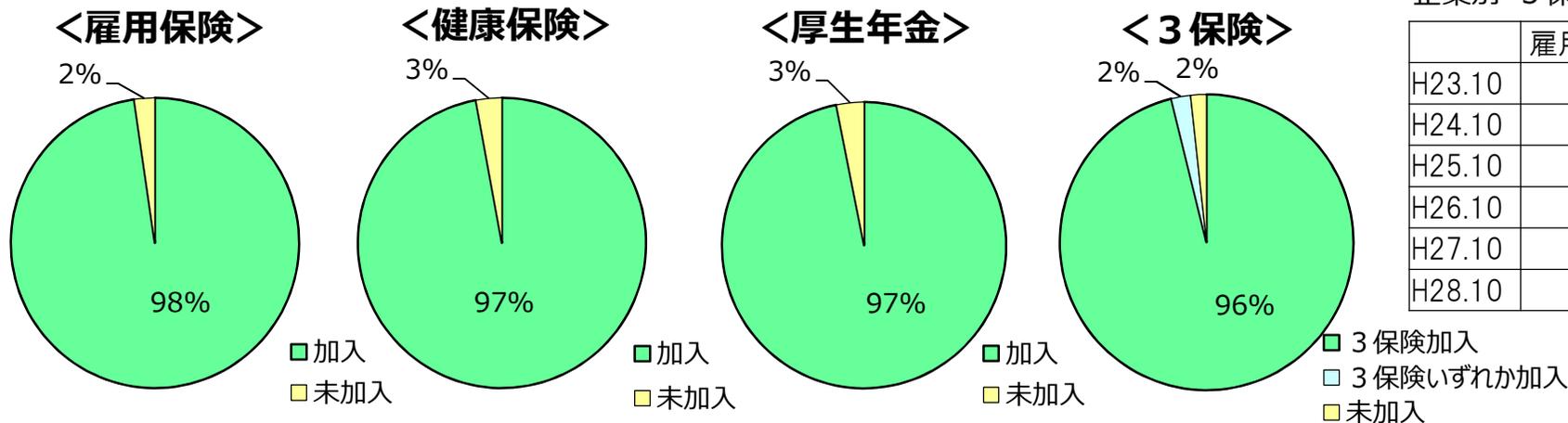
6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
 - ・ 各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

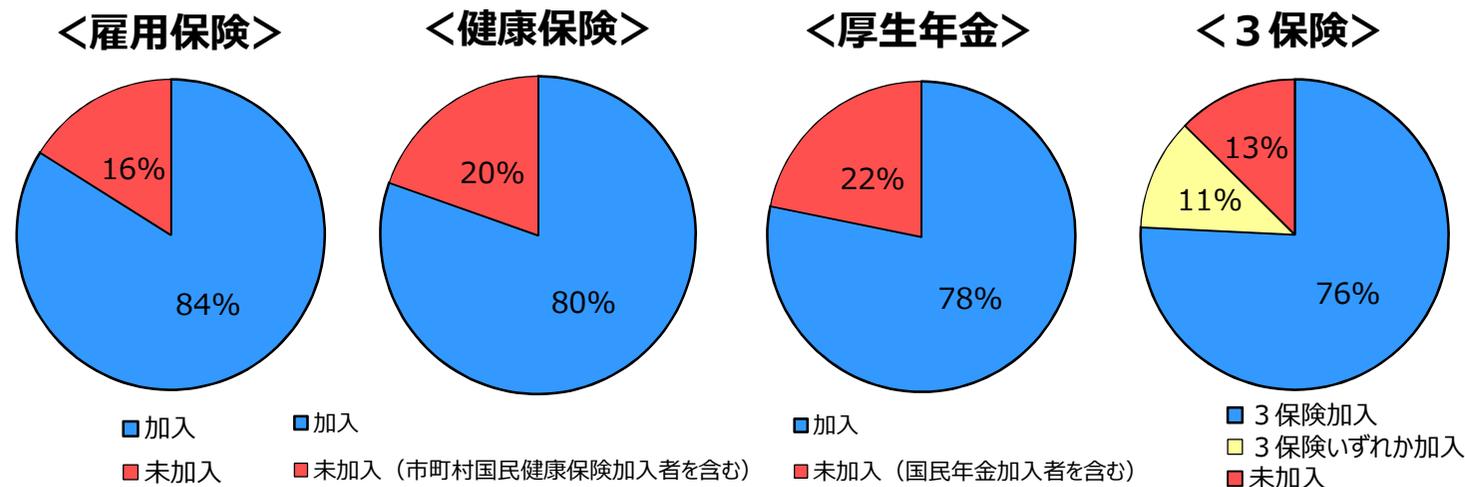
社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0%]、**健康保険では97%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.6%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっています。

企業別

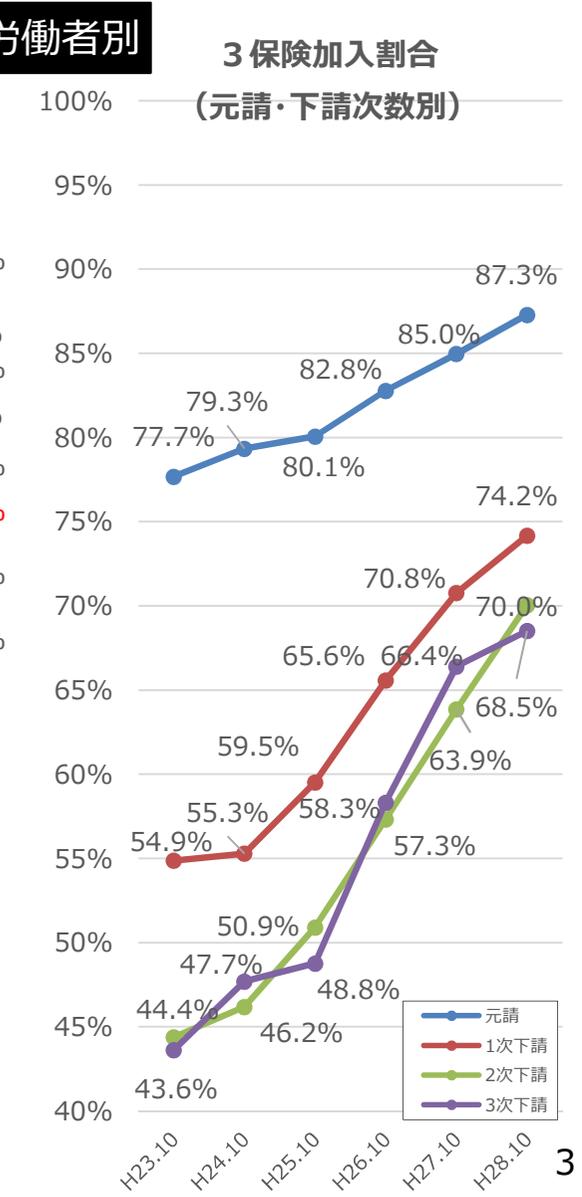
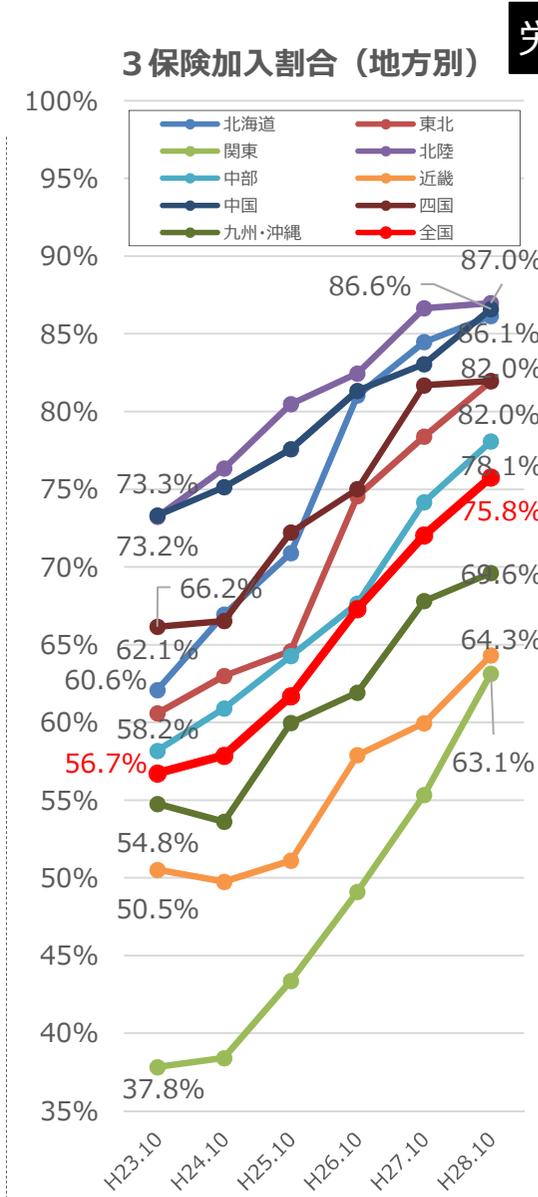
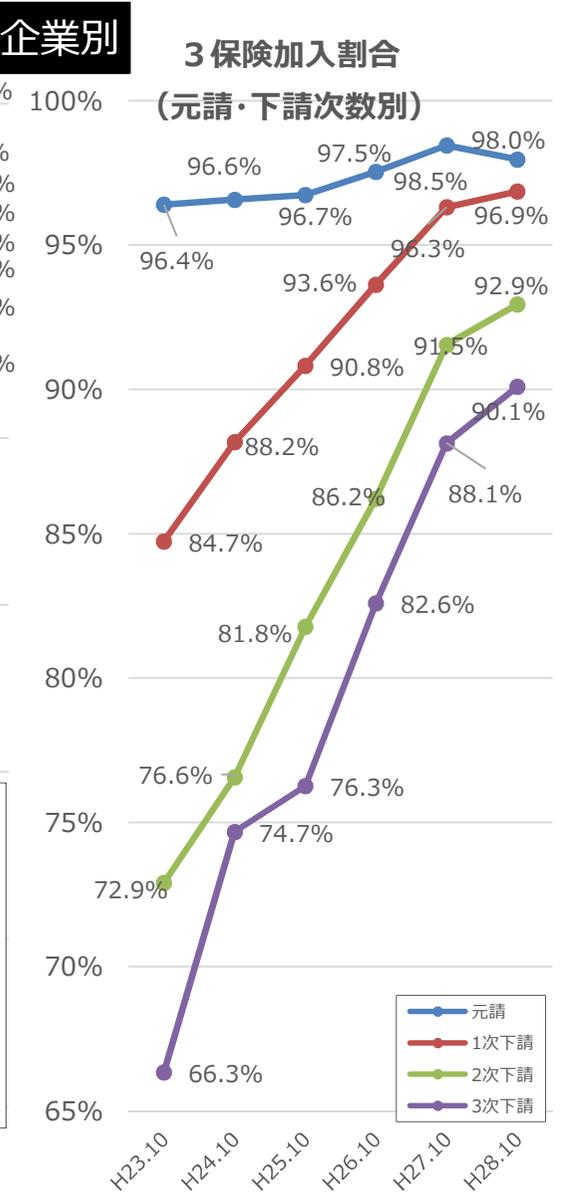
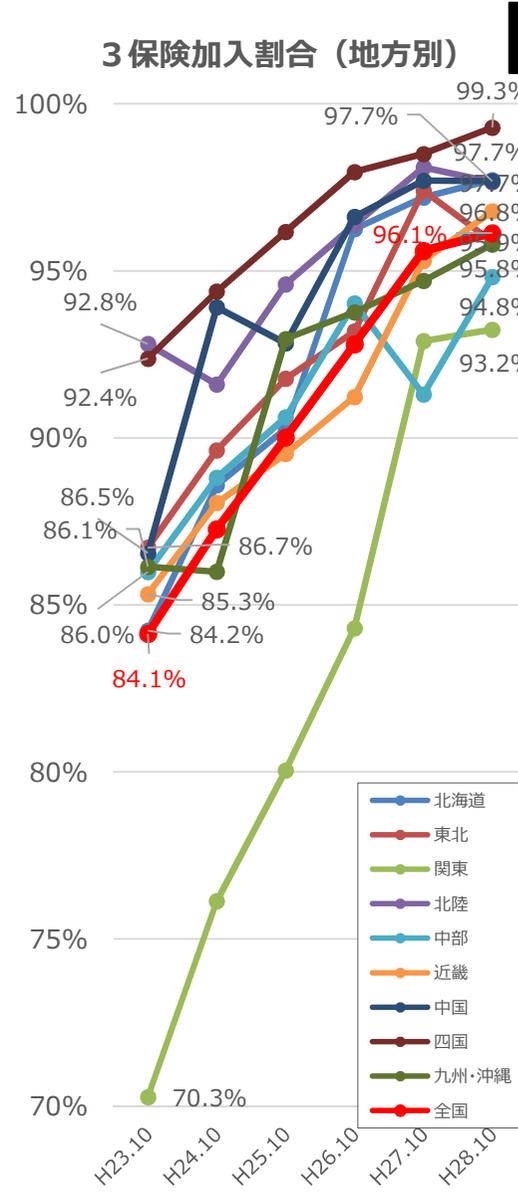


労働者別



社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にありますが、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。企業別では、関東と他地方との差が小さくなりました。



1. 加入指導状況(平成28年9月現在)

平成24年11月から平成28年9月までの社会保険等の加入指導状況は以下のとおり	【以下参考 (28年3月時点)】
○これまでに確認した申請等件数 489, 886件	(429, 239件)
・申請等件数のうち既に参加していた件数 432, 675件 (88.3%)	(376, 426件 (87.7%))
・申請等件数のうち未加入であったため、指導を受けた件数 . . . 57, 211件 (11.7%)	(52, 813件 (12.3%))
【指導を受けた件数の内訳】	
加入した件数 21, 330件 (37.3%)	(19, 394件 (36.7%))
加入しなかったため社会保険等担当部局へ通報した件数 . 30, 899件 (54.0%)	(25, 784件 (48.8%))
指導中又は加入確認待ちの件数 4, 982件 (8.7%)	(7, 635件 (14.5%))

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

- 建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)
 - ・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加
 - ・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大
- 社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)
 - ・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業者に対し加入指導を実施
 - ・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報
- 建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)
 - ・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定
- 国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する指導
 - ・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施
 - ・平成27年3月に通知を改正し、下請金額の総額にかかわらず、本年4月1日より全ての工事に対象範囲を拡大
- H27年11月～社会保険加入指導の前倒し
 - ・現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況 (平成24年11月～平成28年9月まで)

- 「申請等件数」：建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。
 「既加入件数」：「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。
 「指導件数」：「申請等件数」のうち、社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。
 「加入件数」：「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。
 「通報件数」：「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通知した件数。
 「加入確認待ち件数」：「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

	申請等			指導		加入		通報		加入確認待ち	
	申請等件数 (a)	既加入件数 (b)	既加入率 (b)/(a)	指導件数 (c)	指導率 (c)/(a)	加入件数 (e)	加入率 (e)/(c)	通報件数 (f)	通報率 (f)/(c)	件数 (d)=(c)-(e)-(f)	比率 (d)/(c)
北海道・東北	61,283	55,856	(91.1%)	5,427	(8.9%)	2,072	(38.2%)	2,716	(50.0%)	639	(11.8%)
関東	143,476	115,520	(80.5%)	27,956	(19.5%)	9,657	(34.5%)	15,901	(56.9%)	2,398	(8.6%)
北陸	22,508	20,912	(92.9%)	1,596	(7.1%)	768	(48.1%)	538	(33.7%)	290	(18.2%)
中部	54,530	47,500	(87.1%)	7,030	(12.9%)	2,288	(32.5%)	4,641	(66.0%)	101	(1.4%)
近畿	90,747	81,834	(90.2%)	8,913	(9.8%)	3,344	(37.5%)	4,737	(53.1%)	832	(9.3%)
中国	31,620	29,890	(94.5%)	1,730	(5.5%)	748	(43.2%)	736	(42.5%)	246	(14.2%)
四国	18,342	17,688	(96.4%)	654	(3.6%)	403	(61.6%)	245	(37.5%)	6	(0.9%)
九州・沖縄	67,380	63,475	(94.2%)	3,905	(5.8%)	2,050	(52.5%)	1,385	(35.5%)	470	(12.0%)
合計	489,886	432,675	(88.3%)	57,211	(11.7%)	21,330	(37.3%)	30,899	(54.0%)	4,982	(8.7%)
大臣	14,410	14,372	(99.7%)	38	(0.3%)	33	(86.8%)	2	(5.3%)	3	(7.9%)
知事	475,476	418,303	(88.0%)	57,173	(12.0%)	21,297	(37.3%)	30,897	(54.0%)	4,979	(8.7%)

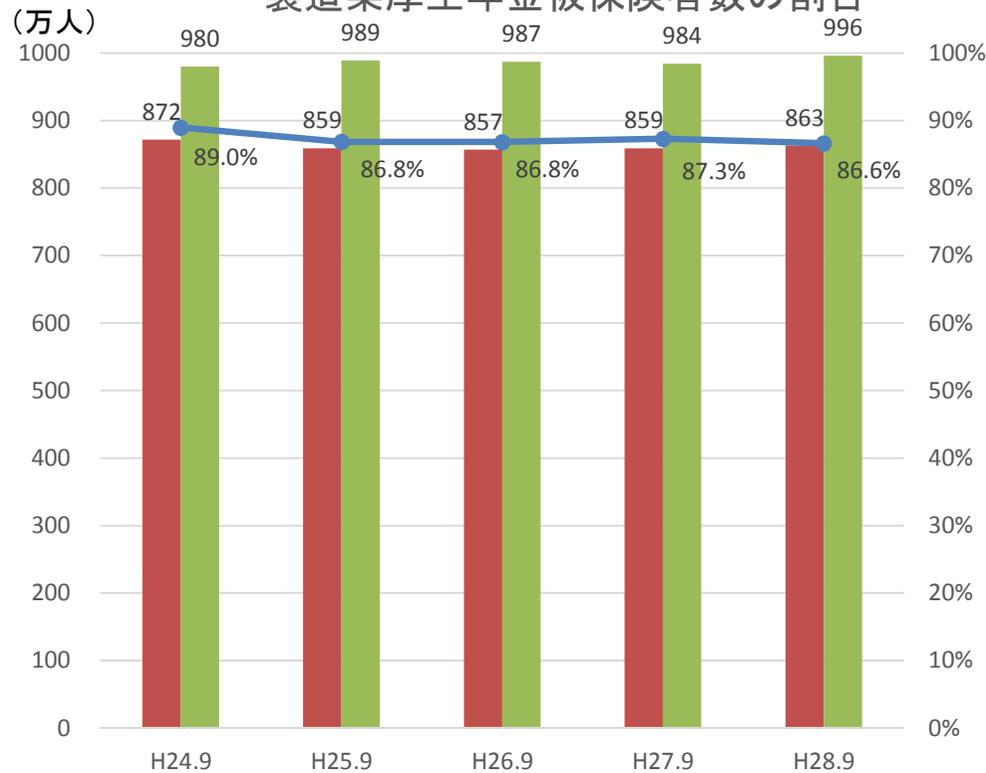
『厚生年金保険業態別規模別適用状況調』(厚生労働省)における「厚生年金保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※ この場合、分母である雇用者数及び分子である厚生年金保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※ 『労働力調査』における「雇用者」と、厚生年金保険が適用される者は、実際には一致しない(例えば、厚生年金保険の適用されない、常用労働者が5人未満の事業者)に使用される労働者も、分母に含まれる)

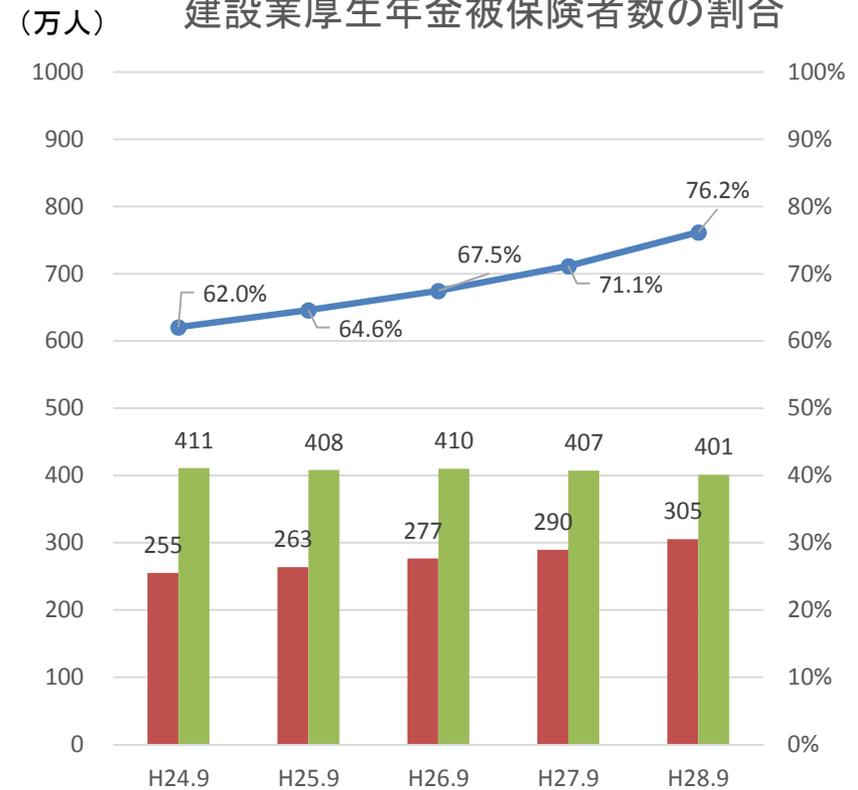
※なお、健康保険加入率については、統一的な被保険者数のデータが把握できない

製造業雇用者数に占める 製造業厚生年金被保険者数の割合



■ 製造業厚生年金被保険者(万人)
■ 製造業雇用者(万人)
● 製造業雇用者数に占める被保険者数の割合

建設業雇用者数に占める 建設業厚生年金被保険者数の割合

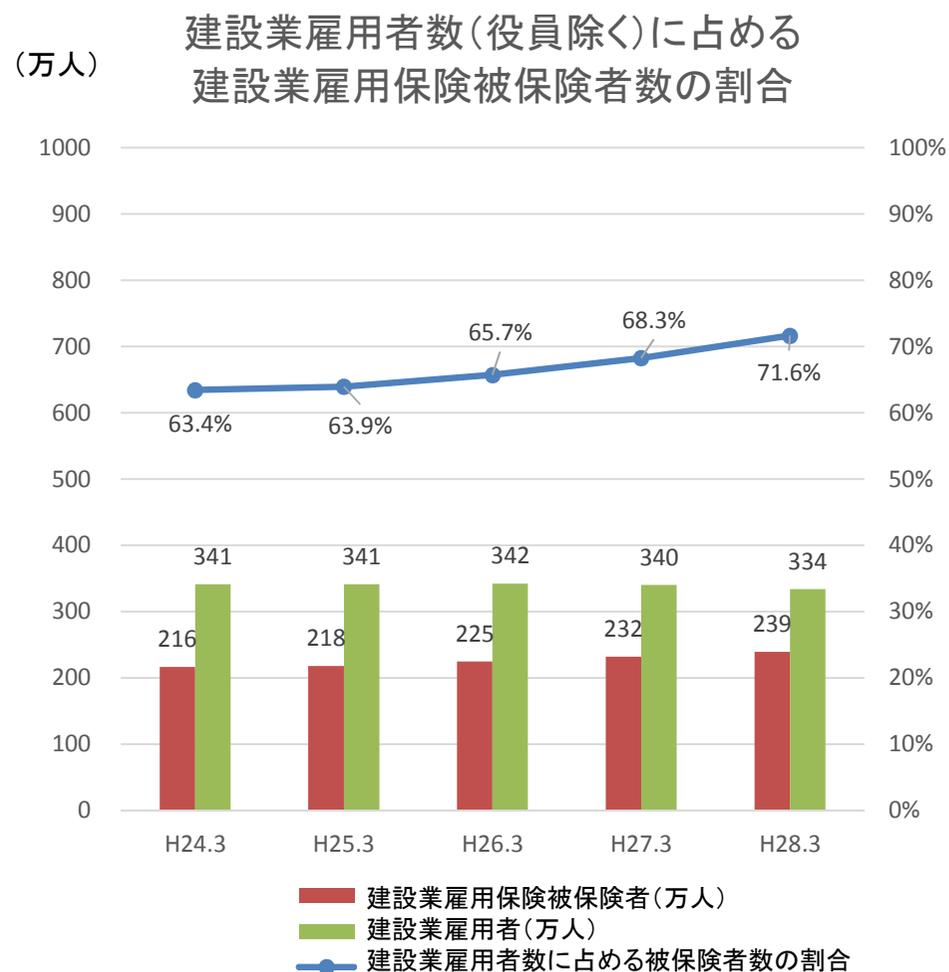
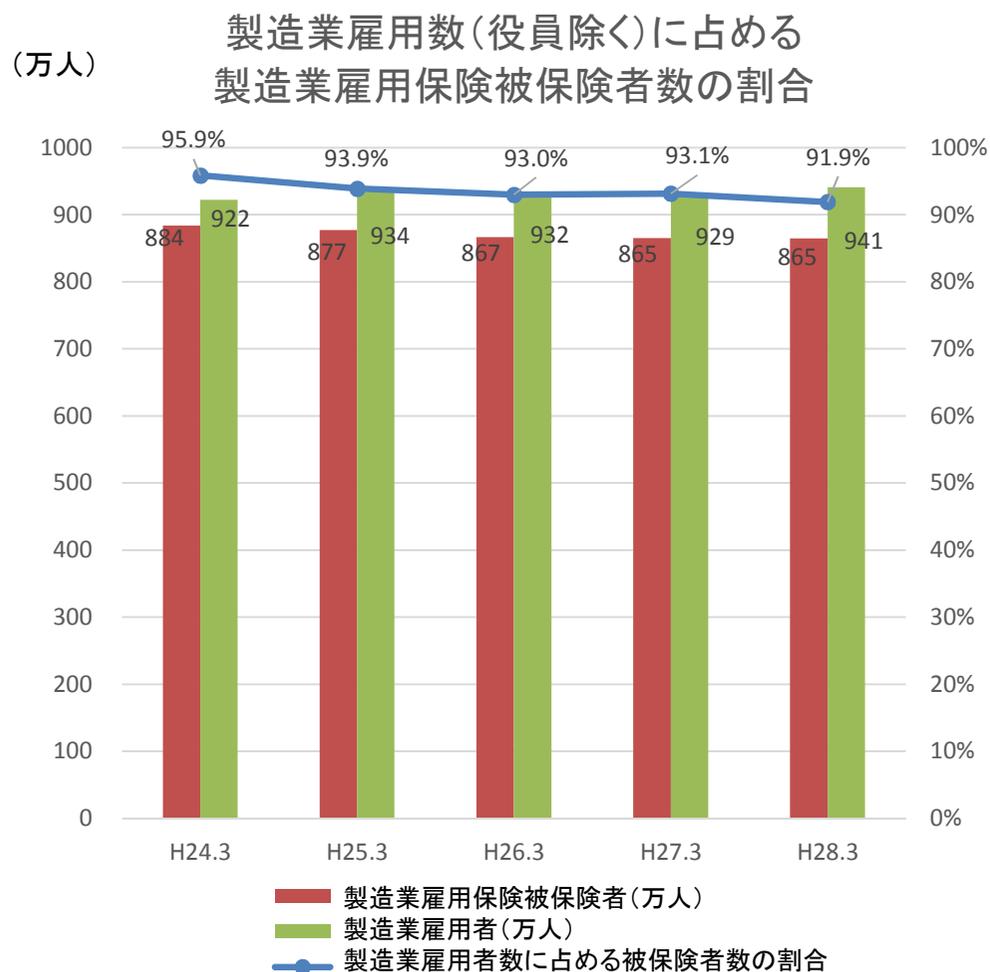


■ 建設業厚生年金被保険者(万人)
■ 建設業雇用者(万人)
● 建設業雇用者数に占める被保険者数の割合

『雇用保険事業年報』(厚生労働省)における「雇用保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数(役員を除く)」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※この場合、分母である雇用者数(役員除く)及び分子である雇用保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

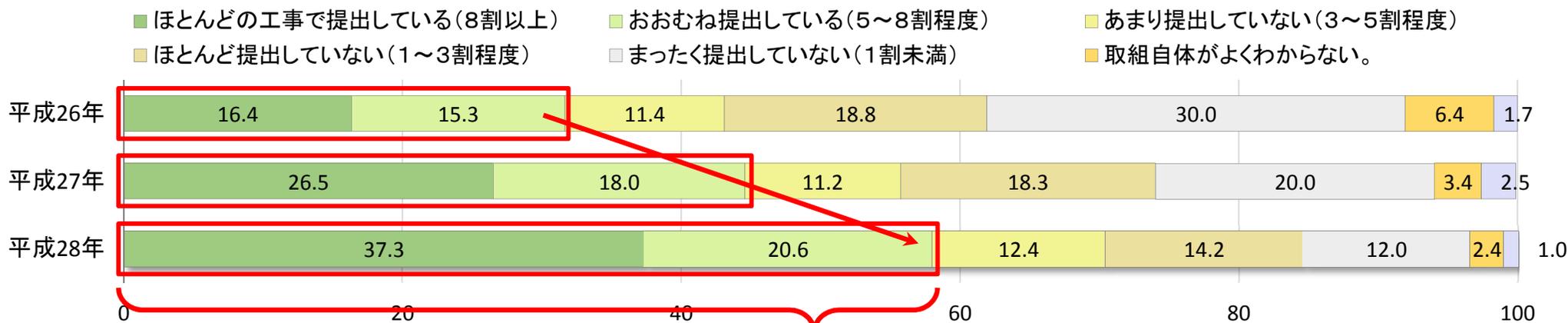
※『労働力調査』における「雇用者」と、雇用保険が適用される者は、実際には一致しない



法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況

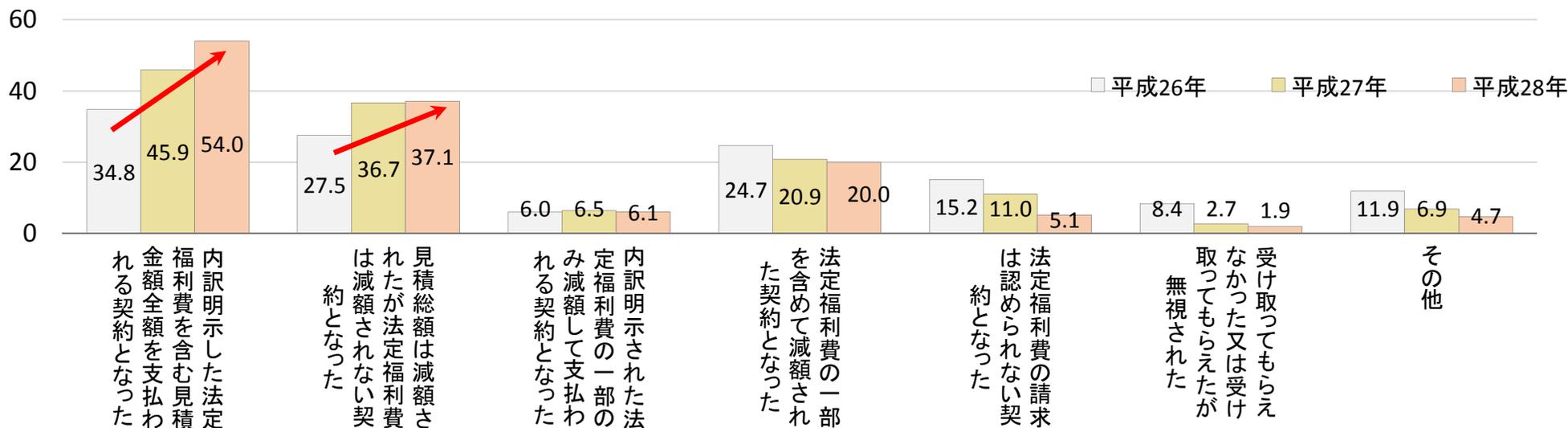
- 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、平成26年からアンケート調査を実施。
- 平成28年に実施した調査（回答数：約3100件）では、下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又は概ね提出しているが計約6割で、昨年から13ポイント増加。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>



57.9%

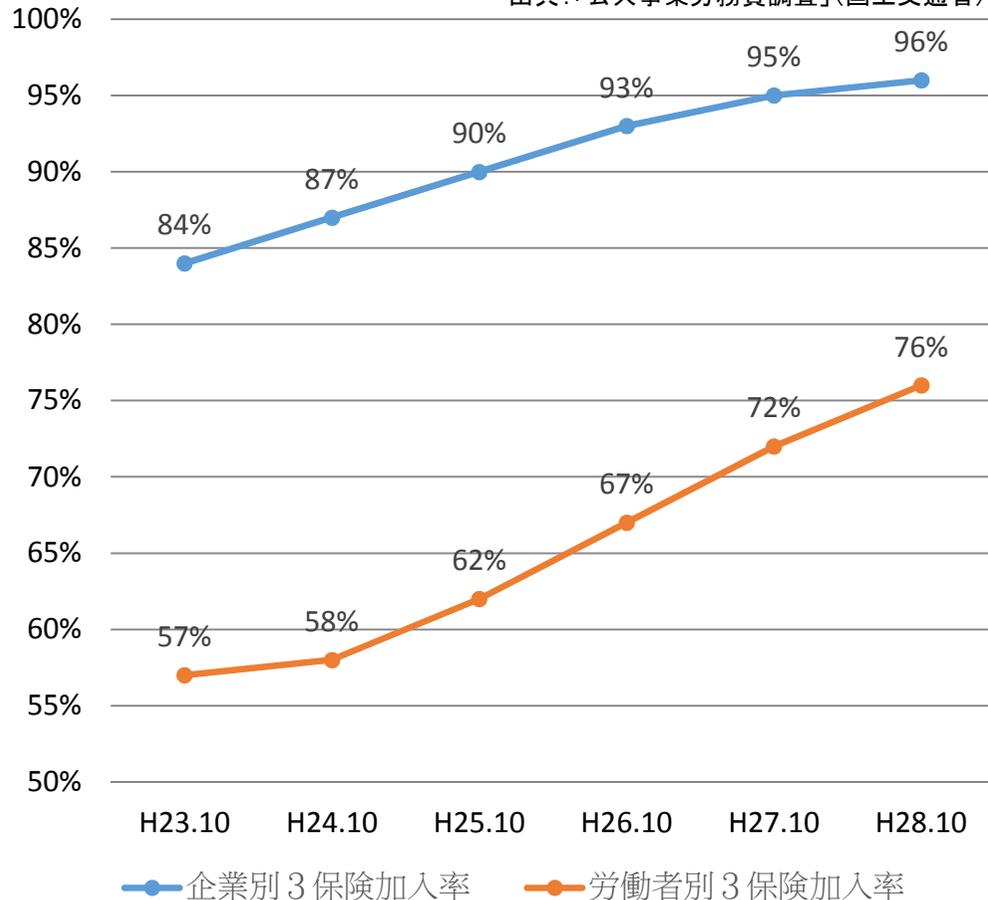
<標準見積書を提出した結果（下請企業への質問）>



- 対策の取組を始めて以降、建設業における社会保険の加入率は一貫して上昇
- 一方で、現場の労働者の賃金は上昇傾向にはあるものの、事業者にかかる社会保険料の負担が、賃金の上昇を抑制する要因の一つとなっている可能性
- 社会保険の加入促進と技能者賃金の上昇の両立を図るためにも、社会保険加入の徹底と、法定福利費の適切な確保に向けた取組を更に進め、より公平な競争環境の整備を促進していく必要

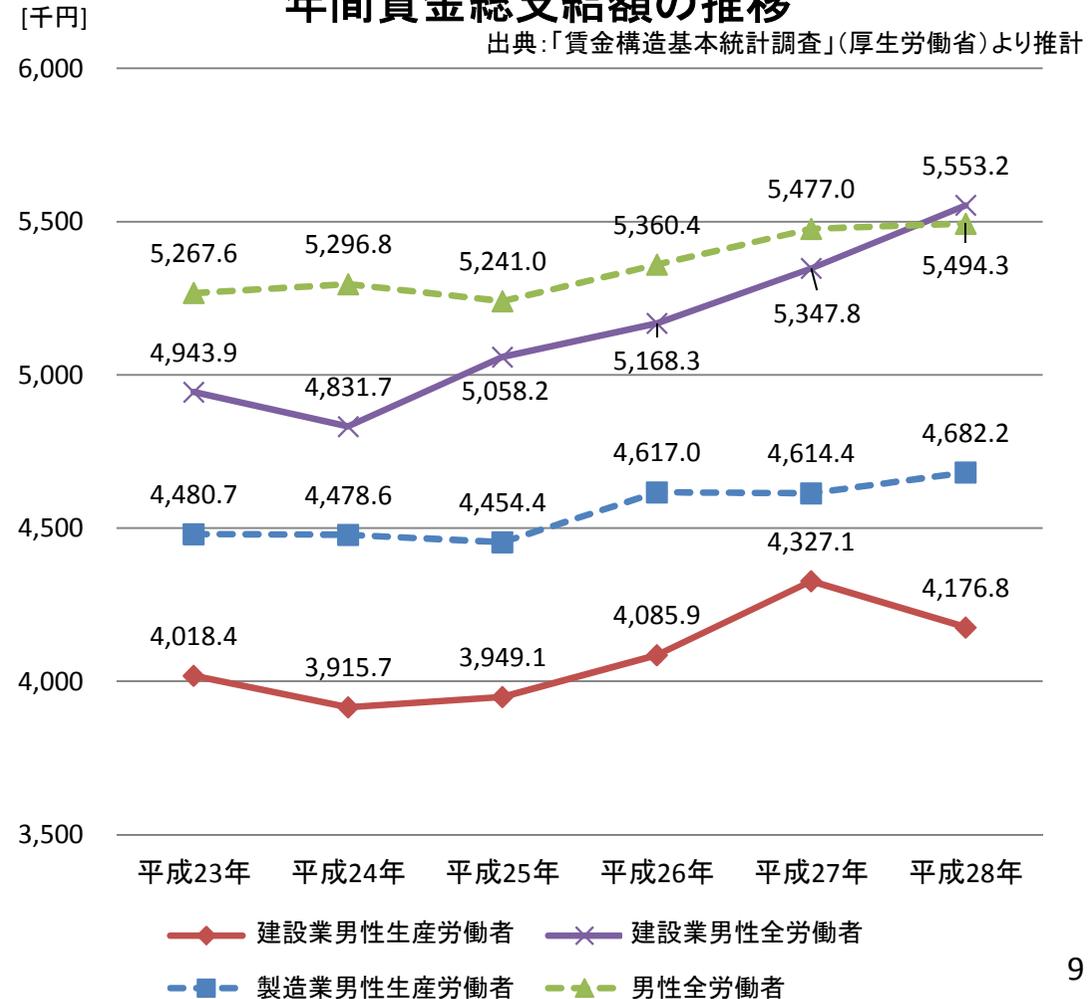
社会保険加入率の推移

出典:「公共事業労務費調査」(国土交通省)



年間賃金総支給額の推移

出典:「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)より推計



(保険加入の取組の徹底の必要性について)

- ・ 社会保険加入対策に対する意識や対応(※)について、元請の規模によって差がある。
※ 法定福利費の下請への支払い、内訳明示した見積書の活用、下請への加入指導・現場排除への取組など
- ・ 民間工事での取組が必要と感じる。
※ 元請によっては、内訳明示した見積書は公共工事のみで用いられるものだと捉え、民間工事では関係ないものだと理解しているところもある 等
- ・ 自治体によっては法定福利費についての理解が浸透していないように感じる。
- ・ 保険への加入を進めるには、厚労省と合同で立ち入り検査を行うことも有効ではないか。

(法定福利費について)

- ・ 法定福利費が下請まで行き渡っていない。しっかりと行き渡る仕組みを検討してほしい。
- ・ 法定福利費を見積書に記載すると仕事が取れない。
- ・ 法定福利費を含めた額ではなく、工事費の額で価格競争をさせてほしい。

(未加入対策の影響について)

- ・ 未加入企業が価格競争上優位となり、ダンピング的な受注を行う結果、他の企業も同程度の水準に押さえられてしまう。
- ・ そのような状況下で技能者の社会保険加入を進めながら技能者の賃上げを行うことは困難。技能者のことを考えて真面目にやっている会社が損をする構造を是正する必要。